

四條畷市イメージキャラクターくっすん着ぐるみ貸出し要綱

1 目的

市内外に幅広く四條畷市をPRするために、非営利団体などが企画・実施しているイベント等で適当と認められるものに、四條畷市イメージキャラクターくっすん着ぐるみを貸出すことを目的とする。

2 使用手続

(1) 応募資格

非営利団体等

(2) 貸出し条件

- ① 個人・団体のマスコットとして独占的に使用しないこと。
- ② 四條畷市のPRを伴わない事業また、政治・宗教・思想への活動に使用しないこと。
- ③ 法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④ 四條畷市またはくっすんのイメージを損なうような使用をしないこと。
- ⑤ 視界が狭いため、補助者が必ず1名以上付くこと。
- ⑥ 大切に扱うこと。
- ⑦ 火気・水気に近づけないこと。
- ⑧ 雨天等は歩行環境が悪いため、屋外での使用は認めない。
- ⑨ 着ぐるみで事故があった場合、使用者の責任とする。
- ⑩ 着ぐるみの中は高温になるため、中に入っている人のケアを随時行うこと。
- ⑪ 着ぐるみに関する運搬費は使用者負担とすること。
- ⑫ イベント保険等に必ず加入すること。
- ⑬ 主催者以外は使用しないこと。

(3) 着ぐるみに入る者の制限

18歳以上

(4) 申請方法

くっすん着ぐるみ使用許可申請書（以下、「申請書」という。）に必要事項を記載または電子申請フォームにて、四條畷市役所 総合政策部 企画広報課に提出すること。但し、本市職員が使用する場合においては、申請書の提出を省略することができる。

(5) 注意事項

- ① 申請者は、貸出しを希望する日の10日前までに申請を行うこと。
- ② 貸出しが他と重複した場合は、希望に添えない場合がある。

3 その他

(1) 審査・許可

市長は申請内容を審査し、くっすん着ぐるみ使用許可書（以下、「許可書」という。）により速やかに通知する。

(2) 着ぐるみの返却

着ぐるみは、原則としてイベント使用終了日から3日以内に返却すること。但し諸事情により指定期日までに返却が困難な場合は、速やかにその旨を報告し適宜相談とする。

4 留意事項

(1) 市長は、許可書をすでに交付した場合でも止むを得ない事情があると認めた場合は、使用許可を取り消すことができる。

(2) 着ぐるみの使用にあたって必要となる搬出入は使用者が行うものとする。

(3) 使用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は使用者の責任において修理、修復をすること。なお、通常の使用により相当と認められる損耗についてはこの限りではない。

修理、修復が困難な状態まで損傷した場合においては、使用者が代替作成費用を負担すること。

(4) 着ぐるみの使用に際しては、常に安全等に留意すること。万が一に発生した事故等については、

使用者の責任において適切に処理すること。

(6) 着ぐるみの改造は認めない。

(7) 虚偽の申請により着ぐるみを使用しようとする者、または上記条件に反する者が主催する行事等に対しては、使用許可を取り消すものとする。

(8) 子どもたちの夢を壊さぬように、着替えなどは必ず控え室等を利用し、むやみに人前で脱着を行わないこと。

5 申請・問い合わせ先

四條畷市役所 総合政策部 企画広報課

TEL : 072-877-2121 / FAX : 072-877-2074

E-mail : kouhou@city.shijonawate.lg.jp